

191 第4類消防設備士過去問題集 製図編 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させて戴きますと共に深くお詫び申し上げます。

<ホールの扱いについての説明>

p. 35、問1、設問1の解説にてホールに差動スポット型感知器を設置する、とあるが p. 215 資料3ではホールには煙感知器となっている。

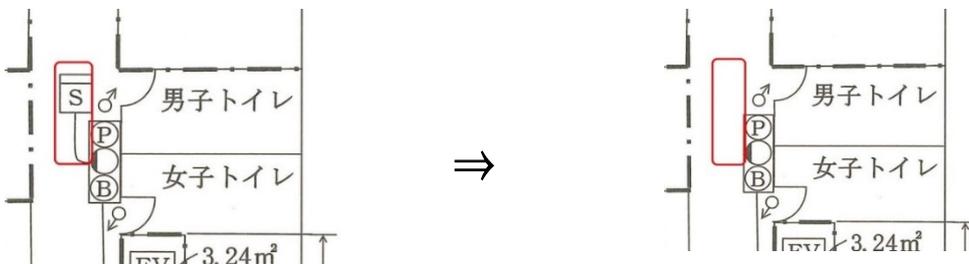
⇒ p. 215、資料3のホールについては、p. 140、問1にある、**廊下に準じる扱いを受けるホール**を想定してのもので、一方、p. 28、問1のホールは、大ホール、中ホール……というように、**部屋を想定してのホール**なので、差動式スポット型感知器を設置してあります。

なお、p. 215のホールを「*ホール」とし、煙感知器（2種）の欄の下に、（*廊下に準じる扱いを受けるもの）と但し書きを追加させていただきます。

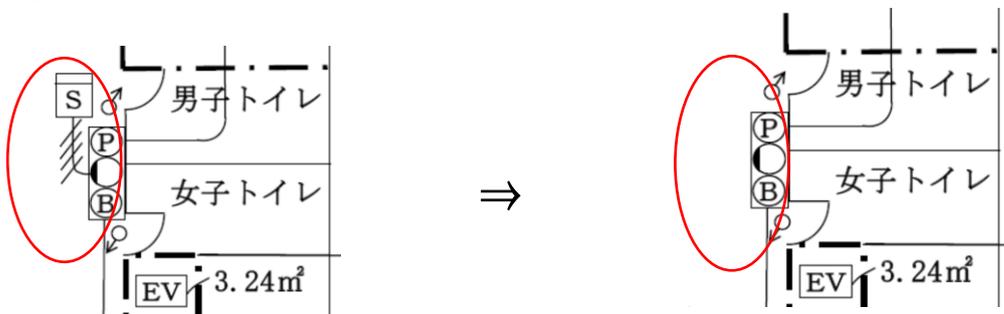
p. 49 設問2 2級の配線の表4行目 表示灯線 (PL) 1本 ⇒ **2本**

p. 64

廊下の煙感知器を削除する



p. 70 図中 廊下の煙感知器を削除



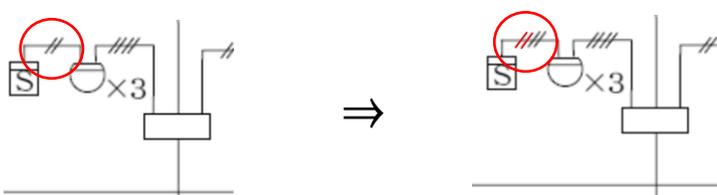
p. 73 下から4行目に挿入

なお、警戒区域⑥の廊下は「階段までの歩行距離が10m以下の廊下」に該当し、設置を省略することができるので、設置しなくても間違いではありません。

p. 73 最下行

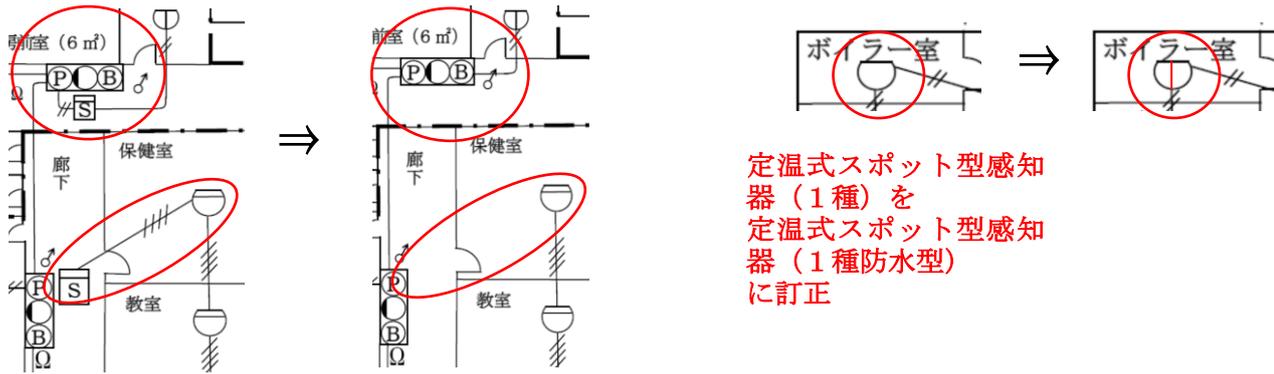
と機器収容箱から廊下の煙感知器までのルート ⇒ **削除**

p. 74 2Fの配線 本来、4本線のところが2本線に誤って表示されておりました。



p. 83

廊下の煙感知器を削除して、ボイラー室の記号を定温式スポット型感知器（1種防水型）に訂正します。



定温式スポット型感知器（1種）を
定温式スポット型感知器（1種防水型）
に訂正

p. 84 解説 設問1 (3) の3行目に挿入

また、本問は、令別表第 1(7)項の学校に該当するので、廊下に煙感知器の設置義務はなく、省略します。

p. 85 3. 煙感知器（2種）のところ

下から5行分全て削除

p. 86 (3) 1行目 変更

この警戒区域⑩・・・⇒この警戒区域⑩も⑨と同じく、廊下の煙感知器は省略します。

p. 86 下から1, 2行目 (なお、廊下の・・・設置しておきます。) ⇒ 削除

p. 87 4行目

廊下の煙感知器 ⇒ 保健室

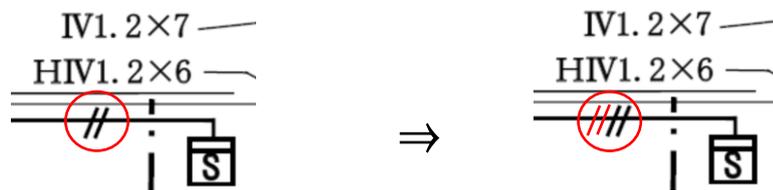
p. 97

図中の立下げを立上りにする。



p. 106 の図中 試料室 ⇒ 資料室

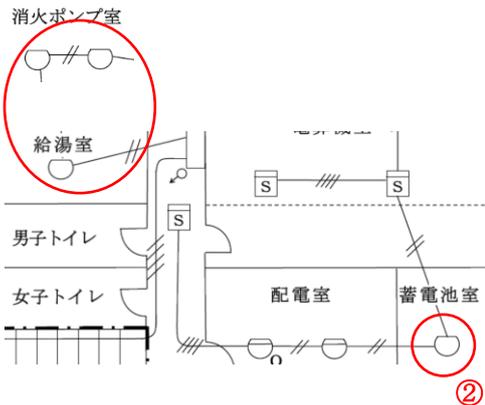
p. 113 の解答図について(2本線を4本線に訂正)



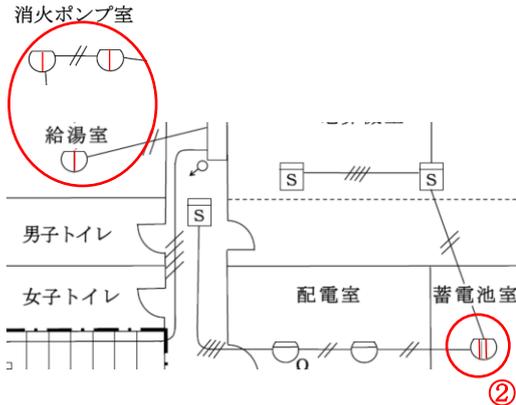
p. 113 の解答図の枠内 標示線 4本 ⇒ 表示線 4本

p. 121 の解答図について（記号表記の訂正）

①



①



①について⇒ p. 122①感知器の種別、4行目に、「給湯室、消火ポンプ室…には定温式スポット型感知器(1種防水型)」とあり、両室には定温式スポット型感知器(1種防水型)が表示されていないため定温式スポット型感知器(1種防水型)の記号に訂正します。

②について⇒蓄電池室につきましても、p. 122①感知器の種別、4行目に、「蓄電池室には定温式スポット型感知器(耐酸型)」とあり、定温式スポット型感知器(耐酸型)の記号が表示されていないので、定温式スポット型感知器(耐酸型)の記号に訂正します。

p. 129<条件> 2.リハビリ室のみ8m ⇒リハビリ室のみ6m

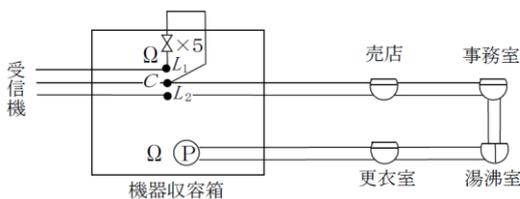
p. 133 下から6行目リハビリ室のみ8m ⇒リハビリ室のみ6m

〔なお、天井高が、仮に8mだとした場合、p. 218より差動式スポット型は適応しないので、p. 215の資料3(2)の病院にある一般的な室より、光電式スポット型などの煙感知器設置になり、感知面積は75㎡となるので、2個設置となります。〕

p. 142 凡例の7段目に次の凡例を挿入⇒

	差動式分布型感知器（熱電対式）	
--	-----------------	--

p. 148 図10-4を下図に入れ替える

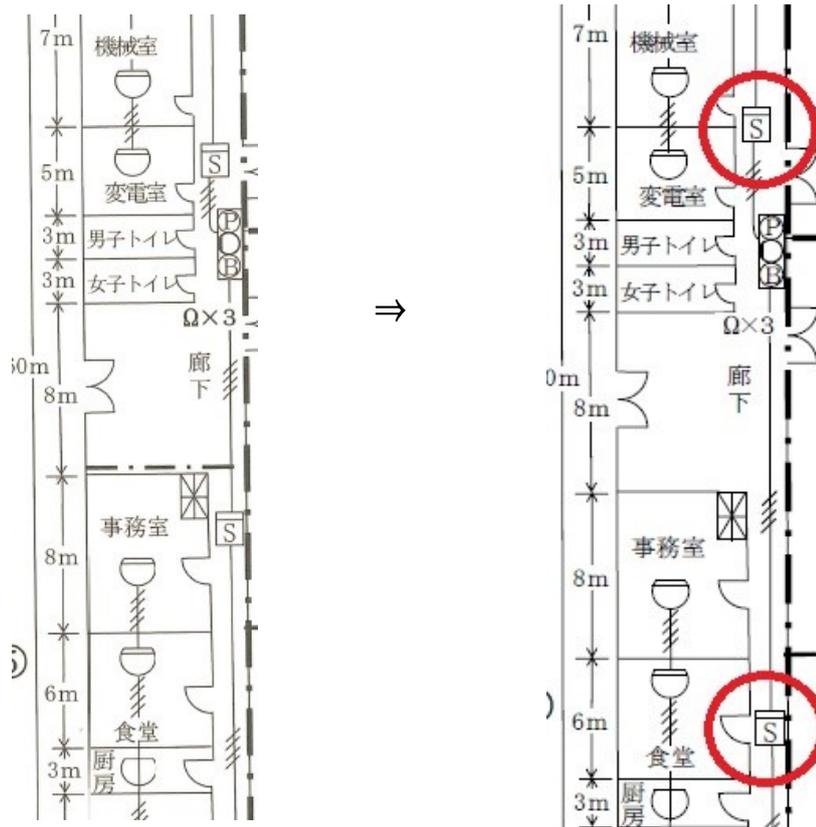


p. 157<条件> 4. 各階の床面積は1100㎡で、各階の警戒区域の一辺の長さは50m以下である。

⇒ 4. 各階の床面積は1～6階が1100㎡、地階が600㎡で、各階の警戒区域の一辺の長さは50m以下である。

p. 163 設問2の解答 15警戒区域 ⇒ 17警戒区域

煙感知器の位置を以下のように移動します。



p. 164 問2 設問2の解説の部分に赤の文字を追加及び変更します。

まず、地上階ですが、1フロアの床面積が・・・12警戒区域となります。また、地階は1フロアで1警戒区域として2警戒区域となります。

・・・

従って、12+2+1+1+1=17警戒区域となります。

p. 167 凡例の警戒区域番号の備考欄の24Vを削除

p. 187 凡例の2段目に次の凡例を挿入⇒

	定温式スポット型感知器	1種
--	-------------	----

p. 187 凡例の7段目差動スポット試験器の記号を訂正 ⇒

p. 192 図14-2

廊下の煙感知器は、図の1箇所に設ければ、「廊下の端から15m以内」という条件を満たしますので変電室の下にある煙感知器を削除します。

p. 196～198 図14-6～図14-10の送光部と受光部の記号に誤りがありました。

⇒ ⇒